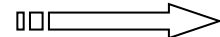




玉村町に転入された方へ



玉村町くらしのガイドブックはこちらから



フロア	担当課	下記の要件に該当している方は、手続きをしてください
1F	住民課 住民係 戸籍係 ① 窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カードをお持ちください。 ・ 印鑑登録をしたい方は、ご本人が登録印と顔写真付きの公的身分証明書を持参し、手続きしてください。（代理人が登録する場合は、即日交付はできません） ・ お住まいの地区の区長に、転入した旨をお電話でご連絡ください。
	住民課 国民健康保険係 高齢者医療年金係 ②窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険に加入している方は、玉村町の国保に加入する手続きが必要です。70歳以上の方は、高齢受給者証の申請も必要です。 ・ 福祉医療《中学校3年生までの子、18歳未満の子を扶養している母子・父子家庭、重度心身障害者（児）等》の制度があります。ご相談ください。 ・ 国民年金1号加入の方は、住所変更の手続きが必要です。 ・ 75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の手続きをしてください。
	健康福祉課 ③窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、自立支援医療受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証をお持ちの方、またはご家族に障害をお持ちの方がいらっしゃいましたら、相談・手続きしてください。 ・ 介護保険の要介護認定を受けている方は、手続きをしてください。 ・ 特別児童扶養手当を受けていた方は、住所変更の手続きをしてください。
	保健センター ⑦窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6歳（就学前）までのお子さんがある方は、母子手帳をお持ちになり、予防接種や乳幼児健診の状況をお知らせください。予防接種予診票を差し替えます。 ・ 妊娠中の方は、母子手帳をお持ちください。妊婦健診受診票を差し替えます。 ・ 20歳以上の女性の方、40歳以上の男女の方で、健康診断等をご希望の方は、ご相談ください。
2F	環境安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬を飼っている方は、登録変更の手続きをしてください。
3F	学校教育課 ①窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小、中学生のお子さんがある方は、転入学の手続きをしてください。 ・ 来年度小学校へ入学するお子さんがある方は、ご連絡ください。 ・ 幼稚園への入園をご希望の方、および在園中の方は、ご連絡ください。
	子ども育成課 ②窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当を受けていた方は、転入手続きをしてください。 ・ 保育所（園）、認定こども園に通っているなど保育認定を受けている方・入所（園）希望の方、放課後児童クラブを利用希望の方は、町内外の施設にかかわらず手続きが必要です。
	上下水道課 水道庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道使用開始の連絡をお願いします。（直通電話 0270-65-6691） ※ 上下水道課は、別庁舎になります。